

協議等の場の設置について

鳴門市議会会議規則（昭和42年鳴門市議会規則第1号）第159条第2項の規定に基づき、下記のとおり臨時に協議等の場を設置する。

1 名称

政務活動費等検討協議会

2 目的

政務活動費に関する調査研究

議員の倫理に関する調査研究

3 構成員

鳴門市議会議員22人

4 招集権者

鳴門市議会議長

5 期間

調査研究の終了する日まで

平成25年6月25日

鳴門市議会